

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水 : ハザードマップ)

広島県が公表している「洪水ポータルサイト」及び「福山市水害ハザードマップ」によると、当会が立地する沼隈町草深地域において、2mを超える浸水が予測されている山南川付近では、最大5mの浸水が予測されている。内海町については田島地域、横島地域ともに浸水の影響は少ないと予測されているが警戒が必要である。

◆洪水ポータルひろしま

<https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/mapShinsui.aspx>

◆福山市水害ハザードマップ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kikikanri/289611.html>

(土砂災害 : ハザードマップ)

広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び「福山市水害ハザードマップ」の「14常石・千年・能登原・鞆地区」「15内海・内浦・走島地区」によると、基幹産業である造船業・海運業を営む企業が所在する常石地区は、がけ崩れが発生し土砂災害が生じる恐れがあるエリアとされている。また、沼隈町のその他の地域及び内海町でも、がけ崩れ、土石流、地すべりの危険地区が数多く存在し、そこに事業者の多くが集積している。

◆土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx>

◆福山市水害ハザードマップ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kikikanri/289611.html>

(地震 : 地震調査研究推進本部、広島県地震被害想定調査報告書)

文部科学省 地震調査研究推進本部及び広島県によると、南海トラフ地震においては今後30年以内にマグニチュード9.0の地震が60~90%程度以上の確率で発生するとされ、当市での最大震度は6強と予想されている。

また、安芸灘～伊予灘～豊後水道地震においては、今後30年以内にマグニチュード7.4の地震が40%程度の確率で発生するとされ、当市での最大震度は6強と予想されており注意が必要である。

◆文部科学省地震調査研究推進本部 南海トラフで発生する地震

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/

◆文部科学省地震調査研究推進本部 安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する地震

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k26_aki_iyo_bungo/

◆広島県地震被害想定調査報告書（令和7年10月）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html>

◆福山市地震防災マップ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kenchiku/690.html>

(津波 : ハザードマップ)

広島県が公表している「高潮・津波災害ポータルサイトひろしま」及び「福山市津波ハザードマップによると、南海トラフ地震による津波が3mと予想されている。

◆高潮・津波災害ポータルサイトひろしま

<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

◆福山市津波ハザードマップ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/uploaded/attachment/194264.jpg>

(高潮：ハザードマップ)

広島県が公表している「高潮・津波災害ポータルひろしま」によると高潮により沿岸部で3m以上5m未満の浸水が予想されている。

◆高潮・津波災害ポータルひろしま

<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/MapTakashio.aspx>

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

◆内閣府感染症危機管理統括庁

<https://www.caicm.go.jp/index.html>

◆福山市新型コロナウイルス関連（最新情報）

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hokenyobo/173298.html>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 452人
- ・小規模事業者数 413人（令和7年度商工会実態調査（令和7年4月1日））
- ・会員数 325人

【内訳】

業種	会員数	小規模事業者数
商 工 業 者	建設業	49
	製造業	85
	卸売業	10
	小売業	85
	飲食業	16
	宿泊業	5
	娯楽業	8
	娯楽業以外	38
	その他	29
合計		325
		413

(3) これまでの取組

1) 福山市の取組

①地域防災計画の改正

- ・福山市防災会議において、毎年検討し修正している。

②福山市総合防災訓練の実施

- ・毎年11月第4日曜日に南海トラフ地震を想定し、市民の防災意識を高めることを目的とした全市一斉の総合防災訓練を実施している。

③災害協定の締結

- ・県内外の自治体と協定を締結し、災害時の応援職員派遣や応急復旧に対応するとしている。
また、専門的な知識、資材、施設などを有する民間事業者との協定締結により、官民一体で災害に対応できる体制を構築している。

- ④福山防災リーダー制度
 - ・地域における防災活動の推進役として、平常時には出前講座による防災意識の啓発や、防災訓練の実施、災害時には、避難誘導や避難所運営など、様々な活動を担っている。
- ⑤防災備品の分散備蓄
 - ・緑町公園や各拠点支所への集中備蓄と併せて、災害時に迅速に対応できるよう食料、毛布、段ボールベッドなどの物資を各学区・地区の基幹緊急避難場所に分散備蓄を行っている。
- ⑥情報伝達
 - ・ふくやま防災メールやSNSを活用し、防災情報や避難情報を携帯電話やパソコンにメールで配信するサービスで、速やかに市民へ周知している。

2) 当会の取組

- ・当会BCPマニュアル作成

令和7年2月に「沼隈内海商工会BCPマニュアル」を作成し、役職員に周知するとともに、非常時の連絡体制等を構築

- ・事業継続力強化計画策定等の状況

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標件数	3	3	3	3	3
実績件数	0	2	0	0	0
達成率	0%	67%	0%	0%	0%

- ・BCP策定セミナーの参加斡旋
- ・職員のスキルアップ
 - 研修会に職員を派遣し支援スキルの向上を図った。
- ・事業継続力強化支援第1期（計画期間は令和3年4月1日～令和8年3月31日）を策定
- ・リスクマネジメントとしての共済・保険制度の加入促進
- ・第1期実施期間中における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援

事業名	件数	金額
小規模事業者持続化補助金（コロナ型）	5件	4,956千円
経営改善貸付（コロナマル経）	16件	115,500千円

II 課題

第1期計画では、自然災害等においては、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にはおらず、加えて、保険・共済に係る助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

また、BCPマニュアルの策定、災害対策に関する情報発信、セミナーへの参加促進などの取組を行い、BCP策定を促してきたものの策定件数は2件に留まっており未だ事業者はBCPに関する意識・意欲が十分とは言えず、自発的な取組の定着には至っていない。また、共済制度等を含むリスク対策に対する理解も不十分である。これらは今後の重要な課題である。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させない等のルール作りや、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどの対策が必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と福山市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。

- ・発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・各保険会社と連携し、災害発生に備えた保険の加入や見直しを提案していく。
- ・小規模事業者の BCP マニュアル作成及び事業継続力強化計画の策定支援を行う。

【成果目標】

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
支援対象事業者	6 者	6 者	6 者	6 者	6 者
うち BCP 作成事業者数	3 者	3 者	3 者	3 者	3 者

その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担・体制を整理し、両者が連携の上、次の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や福山市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、障害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 沼隈内海商工会事業継続計画の周知徹底

令和7年2月に改訂した「沼隈内海商工会事業継続計画（BCPマニュアル）」は、感染症発生前後の外部環境変化を踏まえ、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるような内容にしたが、災害発生時に迅速な対応が可能となるよう、本マニュアルの周知徹底を図る。また、これをきっかけとして小規模事業者のBCP策定への意識向上を図る。

3) 関係団体との連携

- ・広島県中小企業共済協同組合および全国商工会連合会が協定を締結している損害保険会社等に対し、専門家の派遣を依頼し、会員事業者に限らず広く一般を対象とした普及啓発セミナーや、各種保険制度の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等）の紹介も実施する。
- ・関係機関へ普及啓発用ポスターの掲示を依頼し、またセミナー等の共催による連携を図る。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者が策定した事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画について、その実施状況や進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて助言や改善支援を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・災害が発生したと仮定し、福山市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・当会事業継続計画（第2版BCPマニュアル）に記載のとおり、「安否確認サービス2」等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と福山市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の衛生管理、手洗いうがいの励行を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、福山市における感染症対策本部の指示に基づき対策を講じる。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と福山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合等には、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内を目途に情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない場合は、大規模災害が発生していると想定される。

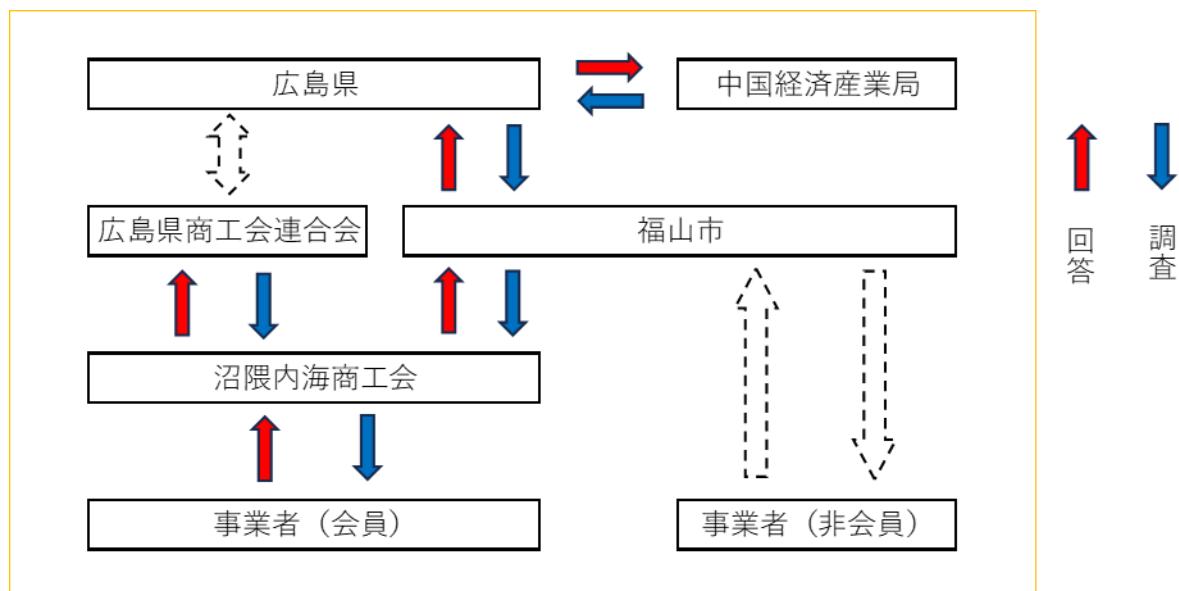
- ・本計画により、当会と福山市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以上	2週間に1回以上共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と福山市は自然災害による被災状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、福山市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と福山市が共有した情報を、広島県の指定する方法にて当会又は福山市より県へ報告する。
- ・下記の流れで情報共有・報告を行う。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、福山市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、福山市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・広島県及び福山市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や福山市、広島県商工会連合会等に相談する。

その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

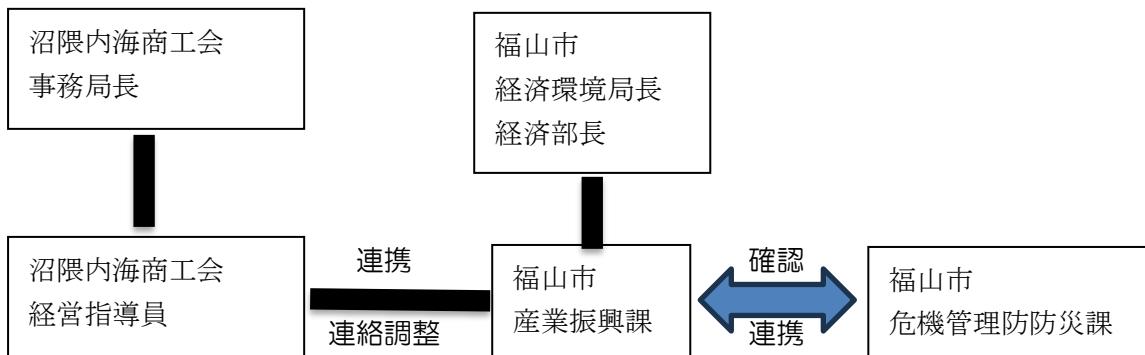
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 森谷 圭一（沼隈内海商工会：TEL 084-987-0328 詳細は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会

沼隈内海商工会 経営支援課

〒720-0311

広島県福山市沼隈町草深 1891-6

TEL : 084-987-0328 / FAX : 084-987-0984

E-mail : numakuma@hint.or.jp

②関係市町

福山市役所 産業振興課

〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号

TEL : 084-928-1038 / FAX : 084-928-1733

E-mail : shougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp

その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・委員会運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50
・消耗品、事務費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入・福山市補助金・広島県補助金・事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
(1) (2) (3) • • •	
連携して事業を実施する者の役割	
(1) (2) (3) • • •	
連携体制図等	
(1)	
(2)	
(3)	